



めることにより、それれ、許可  
 手資料、更新手資料又は再発行手資料を  
 2 前項の手資料の額は、千円以下の  
 3 市町村長が都が、町町長が都、市町  
 4 市町村長が都が、町町長が都、市町  
 5 市町村長が都が、町町長が都、市町

第十三條 質屋は、物品を質に取らう  
 第十四條 質屋は、命令で定める様式  
 第十五條 質屋は、命令で定める様式  
 第十六條 質屋は、命令で定める様式  
 第十七條 質屋は、命令で定める様式  
 第十八條 質屋は、命令で定める様式  
 第十九條 質屋は、命令で定める様式  
 第二十條 質屋は、命令で定める様式

地の所轄警察官の承認を受けなければ  
 2 質屋は、前項の帳簿を、損し、亡  
 3 質屋は、前項の帳簿を、損し、亡  
 4 質屋は、前項の帳簿を、損し、亡  
 5 質屋は、前項の帳簿を、損し、亡

第二十一條 質屋は、命令で定める様式  
 第二十二條 質屋は、命令で定める様式  
 第二十三條 質屋は、命令で定める様式  
 第二十四條 質屋は、命令で定める様式  
 第二十五條 質屋は、命令で定める様式  
 第二十六條 質屋は、命令で定める様式  
 第二十七條 質屋は、命令で定める様式  
 第二十八條 質屋は、命令で定める様式  
 第二十九條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十條 質屋は、命令で定める様式

(質屋物の取得及び処分)  
 第三十一條 質屋は、清算を経過し  
 3 質屋は、品物を受けた日としての物  
 4 質屋は、品物を受けた日としての物  
 5 質屋は、品物を受けた日としての物

第三十二條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十三條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十四條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十五條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十六條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十七條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十八條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十九條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十條 質屋は、命令で定める様式

第三十條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十一條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十二條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十三條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十四條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十五條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十六條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十七條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十八條 質屋は、命令で定める様式  
 第三十九條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十條 質屋は、命令で定める様式

第四十一條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十二條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十三條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十四條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十五條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十六條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十七條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十八條 質屋は、命令で定める様式  
 第四十九條 質屋は、命令で定める様式  
 第五十條 質屋は、命令で定める様式

第一 質屋が他の法令に違反して、禁  
 2 質屋が他の法令に違反して、禁  
 3 質屋が他の法令に違反して、禁  
 4 質屋が他の法令に違反して、禁  
 5 質屋が他の法令に違反して、禁

第五十一條 質屋は、命令で定める様式  
 第五十二條 質屋は、命令で定める様式  
 第五十三條 質屋は、命令で定める様式  
 第五十四條 質屋は、命令で定める様式  
 第五十五條 質屋は、命令で定める様式  
 第五十六條 質屋は、命令で定める様式  
 第五十七條 質屋は、命令で定める様式  
 第五十八條 質屋は、命令で定める様式  
 第五十九條 質屋は、命令で定める様式  
 第六十條 質屋は、命令で定める様式

屋営業を停止された場合において、  
 2 質屋は、命令で定める様式  
 3 質屋は、命令で定める様式  
 4 質屋は、命令で定める様式  
 5 質屋は、命令で定める様式  
 6 質屋は、命令で定める様式  
 7 質屋は、命令で定める様式  
 8 質屋は、命令で定める様式  
 9 質屋は、命令で定める様式  
 10 質屋は、命令で定める様式  
 11 質屋は、命令で定める様式  
 12 質屋は、命令で定める様式  
 13 質屋は、命令で定める様式  
 14 質屋は、命令で定める様式  
 15 質屋は、命令で定める様式  
 16 質屋は、命令で定める様式  
 17 質屋は、命令で定める様式  
 18 質屋は、命令で定める様式  
 19 質屋は、命令で定める様式  
 20 質屋は、命令で定める様式  
 21 質屋は、命令で定める様式  
 22 質屋は、命令で定める様式  
 23 質屋は、命令で定める様式  
 24 質屋は、命令で定める様式  
 25 質屋は、命令で定める様式  
 26 質屋は、命令で定める様式  
 27 質屋は、命令で定める様式  
 28 質屋は、命令で定める様式  
 29 質屋は、命令で定める様式  
 30 質屋は、命令で定める様式  
 31 質屋は、命令で定める様式  
 32 質屋は、命令で定める様式  
 33 質屋は、命令で定める様式  
 34 質屋は、命令で定める様式  
 35 質屋は、命令で定める様式  
 36 質屋は、命令で定める様式  
 37 質屋は、命令で定める様式  
 38 質屋は、命令で定める様式  
 39 質屋は、命令で定める様式  
 40 質屋は、命令で定める様式  
 41 質屋は、命令で定める様式  
 42 質屋は、命令で定める様式  
 43 質屋は、命令で定める様式  
 44 質屋は、命令で定める様式  
 45 質屋は、命令で定める様式  
 46 質屋は、命令で定める様式  
 47 質屋は、命令で定める様式  
 48 質屋は、命令で定める様式  
 49 質屋は、命令で定める様式  
 50 質屋は、命令で定める様式  
 51 質屋は、命令で定める様式  
 52 質屋は、命令で定める様式  
 53 質屋は、命令で定める様式  
 54 質屋は、命令で定める様式  
 55 質屋は、命令で定める様式  
 56 質屋は、命令で定める様式  
 57 質屋は、命令で定める様式  
 58 質屋は、命令で定める様式  
 59 質屋は、命令で定める様式  
 60 質屋は、命令で定める様式  
 61 質屋は、命令で定める様式  
 62 質屋は、命令で定める様式  
 63 質屋は、命令で定める様式  
 64 質屋は、命令で定める様式  
 65 質屋は、命令で定める様式  
 66 質屋は、命令で定める様式  
 67 質屋は、命令で定める様式  
 68 質屋は、命令で定める様式  
 69 質屋は、命令で定める様式  
 70 質屋は、命令で定める様式  
 71 質屋は、命令で定める様式  
 72 質屋は、命令で定める様式  
 73 質屋は、命令で定める様式  
 74 質屋は、命令で定める様式  
 75 質屋は、命令で定める様式  
 76 質屋は、命令で定める様式  
 77 質屋は、命令で定める様式  
 78 質屋は、命令で定める様式  
 79 質屋は、命令で定める様式  
 80 質屋は、命令で定める様式  
 81 質屋は、命令で定める様式  
 82 質屋は、命令で定める様式  
 83 質屋は、命令で定める様式  
 84 質屋は、命令で定める様式  
 85 質屋は、命令で定める様式  
 86 質屋は、命令で定める様式  
 87 質屋は、命令で定める様式  
 88 質屋は、命令で定める様式  
 89 質屋は、命令で定める様式  
 90 質屋は、命令で定める様式  
 91 質屋は、命令で定める様式  
 92 質屋は、命令で定める様式  
 93 質屋は、命令で定める様式  
 94 質屋は、命令で定める様式  
 95 質屋は、命令で定める様式  
 96 質屋は、命令で定める様式  
 97 質屋は、命令で定める様式  
 98 質屋は、命令で定める様式  
 99 質屋は、命令で定める様式  
 100 質屋は、命令で定める様式



最高裁判所規則

●最高裁判所規則第十四号

家事審判規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
昭和二十五年五月八日  
最高裁判所

家事審判規則の一部を改正する規則  
家事審判規則(昭和二十二年最高裁判所規則第十五号)の一部を次のように改正する。  
第五十六條の次に次の一條を加える。  
第五十七條の二 財産の分與に関する審判の申立があつたときは、家庭裁判所は、分與すべき者の財産の保全について、同時に、必要な処分をすることができる。

家庭裁判所は、何時でも、前項の処分を取り消し、又は変更することができる。  
第十八條第一項中「監置」を削る。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。  
最高裁判所長官 田中耕太郎

●最高裁判所規則第十五号

特別家事審判規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
昭和二十五年五月八日  
最高裁判所

特別家事審判規則(昭和二十二年最高裁判所規則第十六号)の一部を次のように改正する。  
第六條第二項を次のように改める。  
申立人は、第四條の許可の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。  
第八條、第十一條第一項、第十七條第二項及び第十八條第一項中「第三條」を「第六條第一項」に改める。  
第二十條の次に次の一章を加える。  
第四章の二 生活保護法に規定する事件  
第二十條の二 生活保護法第三條第三項の規定による被保護者を保護施設に收容すること等についての許可に関する審判事件は、当該被保護者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第二十條の三 家庭裁判所は、前條の許可に関する審判をするには、当該被保護者の親権者又は後見人の陳述を聴かなければならない。  
当該被保護者が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、当該被保護者の陳述も聴かなければならない。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。  
最高裁判所長官 田中耕太郎

第十四條第一項第三号中「番札が

特別家事審判規則の一部を改正する規則

特別家事審判規則(昭和二十二年最高裁判所規則第十六号)の一部を次のように改正する。  
第六條第二項を次のように改める。  
申立人は、第四條の許可の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。  
第八條、第十一條第一項、第十七條第二項及び第十八條第一項中「第三條」を「第六條第一項」に改める。  
第二十條の次に次の一章を加える。  
第四章の二 生活保護法に規定する事件  
第二十條の二 生活保護法第三條第三項の規定による被保護者を保護施設に收容すること等についての許可に関する審判事件は、当該被保護者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第二十條の三 家庭裁判所は、前條の許可に関する審判をするには、当該被保護者の親権者又は後見人の陳述を聴かなければならない。  
当該被保護者が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、当該被保護者の陳述も聴かなければならない。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。  
最高裁判所長官 田中耕太郎

第十五條の規定による調書(同條の趣

第二十條の四 第六條第一項の規定は、第二十條の二の許可の申立を却下する審判にこれ適用する。

前條第一項に掲げる者は、第二十條の二の許可の審判に対し即時抗告をすることができる。

第二十條の五 生活保護法第七十七條第一項の規定による扶養義務者の負担すべき費用額に関する審判事件は、当該扶養義務者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第二十條の六 当事者又は利害関係人は、費用額の確定に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第五章 精神病者監護法に規定する事件に改める。  
第二十一條を次のように改める。  
第二十一條 精神衛生法第二十條第二項但書の規定による保護義務者の順位の変更及び同項第四号の規定による保護義務者の地位に関する審判事件は、精神障害者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。  
第二十二條及び第二十三條中「監護義務者」を「保護義務者」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。  
最高裁判所長官 田中耕太郎

第二十二條、第二十三條及び第二十四條中「支出」を「支出の額」に改める。

省令

●通商産業省令第三十九号

通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように制定する。  
昭和二十五年五月八日  
通商産業大臣 高橋壯太郎

通商産業省組織規程の一部を改正する省令  
通商産業省組織規程(昭和二十四年通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。  
第十七條第四号および第五号をそれぞれ第五号および第六号とし、同條第三号の次に次の一号を加える。  
四 日本政府在外事務所との連絡に關すること。  
第十八條の二中及び終條第四條を、終條第四條及び監査課に改める。  
第十八條の三第四号を削り、第五号を第四号とする。  
第十八條の十二の次に次の一條を加える。  
第十八條の十三 監査課において、左の事務をつかさどること。  
一 臨時通商業務局の理事事務の監査に關すること。  
二 臨時通商業務局の運務管理等の調査及び研究に關すること。

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

項第一号及び第二号の關係書類の添付については、この限りでない。

規則

人事院は、國家公務員法に基き、人事院規則一四(官利企業への就職)

の一部を次のように改正する。  
昭和二十五年五月八日  
人事院總裁 淺井 淵

第一項中「各公団」を「各公団、各公庫及び商船管理委員會」に、第二項中「各公団」を「各公団、各公庫、各公庫及び商船管理委員會」に改め、第一項及び第二項第四号の末尾にそれぞれ「(昭和二十五年五月八日施行)」を加える。

●会計検査院規則第三号  
計算証明規則(昭和二十二年会計検査院規則第六号)の一部を次のように改正する。  
昭和二十五年五月八日  
会計検査院長 佐藤 基

計算証明規則第三章中「第二節支出負担行為」を「第二節 支出」に改め、「第三節 支出」を削り、「第一節 前渡資金の出納」を「第三節 前渡資金の出納」に改める。  
第七條第一項中「歳入については各目、歳出については各節」を「歳入及び歳出については各目」に改め、同條第二項を削る。

欄の右に「計」を記し、その欄を参考例の次に

昭和二十五年五月八日  
最高裁判所

この規則は、公布の日から施行する。  
最高裁判所長官 田中耕太郎

この省令は、公布の日から施行する。

及び添出については各目」に改め、同條第二項を削る。

第十四條第一項第三号中「一香札から五香札まで」を「すべてに」四項第四号中「一萬五千方以上」を「五十万回を額」と改める。  
第十五條第一項中「支出負担行為担当官は、第三号書式による支出負担行為計算書、支出官は、第九号の二書式による支出計算書と、支出官は第三号書式による支出計算書に改める。  
第十九條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。  
第二節 支出に改める。  
第二十條を次のように改める。  
第二十一條 削除。  
第二十二條 第二項を次のように改める。  
第二十三條 支出負担行為計算書、支出官は、予算法及び會計令第七十條の二の規定により、予算法及び會計令臨時特例第四條の二の規定によるものは、大蔵大臣の指定する書類、その他のものは調書に準ずる書類、請求書、支拂請求内訳書、誓約書、精算書、領收証書等支出の所由及び計算の基となることを証明する書類とする。  
附随者に支拂うため日本銀行に資金を交付した場合に、日本銀行の領收証書、又同庫内の移換のため日本銀行に国庫金振替書を交付した場合に、日本銀行の振替済書を提出しなければならない。  
領收証書を求めない場合には、その事由を記載した証明書を提出しなければならない。  
第二十一條の次に次の一條を加える。  
第二十二條の二 領收証書には、支出負担行為整理番号を附記しなければならない。  
前金押 振替排、又は部分排を伴う支出負担行為については、第二項以後の支拂をしたときは、支出負担行為整理番号の外に前項までの支拂年月日及び金額を領收証書に附記しなければならない。但し、第一

第二十二條、第二十三條及び第二十  
八号中「支出負担行為証明書」支出の  
証明に改める。  
第二十四條第一項第三号中「一香札  
から五香札まで」を「すべてに」改める。  
第三十二條 支出を削る。  
第三十三條 支出に改める。  
第三十二條を次のように改める。  
第三十三條 最終支出計算書提出の  
際、左の各号の一に規定するものが  
あるときは、前條第六号に規定する  
ものを除く外、每件その金額、事由  
及び完結すべき期限を記載した調書  
を添付しなければならない。  
一 歳出予算に基く支出負担行為を  
したもので、支出に至らないもの  
二 概算による支出負担行為をした  
もので、確定に至らないもの  
三 資金を流産若しくは交付したも  
の又は前金拂若しくは撥充拂をし  
たもので、その返納又は精算に至  
らないもの  
四 年度、科目その他の誤りで、超  
分米済のもの  
最終支出計算書提出の後年度、科  
目その他の誤りを発見したときは、  
そのつど、これを報告しなければならない。  
前各項の事項は、完結するに従  
告しなければならない。但し、第一

項一及び第二号の關係書類の添  
附については、この限りでない。  
第三十三條及び第三十四條を次のよ  
うに改める。  
第三十三條 削除  
第三十四條 削除  
第一節 前條資金の出納を第三  
節 前條資金の出納に改める。  
第四十條を次のように改める。  
第四十條 証書類として提出すべき  
ものについては、第二節の規定を準  
用する。なれ、領收証書には、小切  
手又は国庫金振替書の番号を附記し  
なければならない。  
第五十條第一項第一号中「領收証書」  
を「領收証書又は日本銀行の振替済書」  
に改め、同條第二項を次のように改め  
る。  
前項第二号の領收証書又は日本銀  
行の振替済書には、小切手又は国庫  
金振替書の番号を附記しなければならない。  
附則  
この規則は、公布の日から施行し、  
昭和二十五年度分を適用する。

項一及び第二号の關係書類の添  
附については、この限りでない。  
第三十三條及び第三十四條を次のよ  
うに改める。  
第三十三條 削除  
第三十四條 削除  
第一節 前條資金の出納を第三  
節 前條資金の出納に改める。  
第四十條を次のように改める。  
第四十條 証書類として提出すべき  
ものについては、第二節の規定を準  
用する。なれ、領收証書には、小切  
手又は国庫金振替書の番号を附記し  
なければならない。  
第五十條第一項第一号中「領收証書」  
を「領收証書又は日本銀行の振替済書」  
に改め、同條第二項を次のように改め  
る。  
前項第二号の領收証書又は日本銀  
行の振替済書には、小切手又は国庫  
金振替書の番号を附記しなければならない。  
附則  
この規則は、公布の日から施行し、  
昭和二十五年度分を適用する。

項一及び第二号の關係書類の添  
附については、この限りでない。  
第三十三條及び第三十四條を次のよ  
うに改める。  
第三十三條 削除  
第三十四條 削除  
第一節 前條資金の出納を第三  
節 前條資金の出納に改める。  
第四十條を次のように改める。  
第四十條 証書類として提出すべき  
ものについては、第二節の規定を準  
用する。なれ、領收証書には、小切  
手又は国庫金振替書の番号を附記し  
なければならない。  
第五十條第一項第一号中「領收証書」  
を「領收証書又は日本銀行の振替済書」  
に改め、同條第二項を次のように改め  
る。  
前項第二号の領收証書又は日本銀  
行の振替済書には、小切手又は国庫  
金振替書の番号を附記しなければならない。  
附則  
この規則は、公布の日から施行し、  
昭和二十五年度分を適用する。

項一及び第二号の關係書類の添  
附については、この限りでない。  
第三十三條及び第三十四條を次のよ  
うに改める。  
第三十三條 削除  
第三十四條 削除  
第一節 前條資金の出納を第三  
節 前條資金の出納に改める。  
第四十條を次のように改める。  
第四十條 証書類として提出すべき  
ものについては、第二節の規定を準  
用する。なれ、領收証書には、小切  
手又は国庫金振替書の番号を附記し  
なければならない。  
第五十條第一項第一号中「領收証書」  
を「領收証書又は日本銀行の振替済書」  
に改め、同條第二項を次のように改め  
る。  
前項第二号の領收証書又は日本銀  
行の振替済書には、小切手又は国庫  
金振替書の番号を附記しなければならない。  
附則  
この規則は、公布の日から施行し、  
昭和二十五年度分を適用する。

項一及び第二号の關係書類の添  
附については、この限りでない。  
第三十三條及び第三十四條を次のよ  
うに改める。  
第三十三條 削除  
第三十四條 削除  
第一節 前條資金の出納を第三  
節 前條資金の出納に改める。  
第四十條を次のように改める。  
第四十條 証書類として提出すべき  
ものについては、第二節の規定を準  
用する。なれ、領收証書には、小切  
手又は国庫金振替書の番号を附記し  
なければならない。  
第五十條第一項第一号中「領收証書」  
を「領收証書又は日本銀行の振替済書」  
に改め、同條第二項を次のように改め  
る。  
前項第二号の領收証書又は日本銀  
行の振替済書には、小切手又は国庫  
金振替書の番号を附記しなければならない。  
附則  
この規則は、公布の日から施行し、  
昭和二十五年度分を適用する。

何省(何字) 年度分  
昭和何何 何何會計  
何何何何 何何會計  
支 出 計 算 書  
添附書類 何 何冊 何枚  
証書類類 何冊 何枚  
序 名  
職 官 氏 名 印  
年 月 日 提出

何省(何字) 年度分  
昭和何何 何何會計  
何何何何 何何會計  
支 出 計 算 書  
添附書類 何 何冊 何枚  
証書類類 何冊 何枚  
序 名  
職 官 氏 名 印  
年 月 日 提出

何省(何字) 年度分  
昭和何何 何何會計  
何何何何 何何會計  
支 出 計 算 書  
添附書類 何 何冊 何枚  
証書類類 何冊 何枚  
序 名  
職 官 氏 名 印  
年 月 日 提出

何省(何字) 年度分  
昭和何何 何何會計  
何何何何 何何會計  
支 出 計 算 書  
添附書類 何 何冊 何枚  
証書類類 何冊 何枚  
序 名  
職 官 氏 名 印  
年 月 日 提出

支 出

支出負担行為担当官から支出 予算に基づく支出負担行為をし たものとして通知された額								支出負担行為担当官から支出をなすべき 時期に至つたものとして通知された額								備 考
支 拂 計 算 示 達 額								支 出 済 額								
本月分	前月までの分	本月変更取消額	差引計	本属分	前期までの分	本月変更取消額	差引計	本月分	前月までの分	本月戻入額	本月更正額	差引計	支出済額	計		
円	円	円	円	円	円	円	円	何々(部局等)	円	円	円	円	円	円	円	
0	0	0	0	0	0	0	0	何々(部)	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	何々(款)	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	何々(項)	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	何々(目)	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	何々(項)	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	(以下前例 にならう)	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	何々(款)	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	(同上)	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	何々(部)	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	(同上)	0	0	0	0	0	0	0	

- 参考 (1) 二以上の部局等の支出があるときは、合計を附すること。  
 (2) 本月変更取消額及び本月科目更正額の欄には、増額は黒書、減額は朱書すること。なお、取消額については金額及び取消の理由を備考に記載すること。

甲 支出負担行為担当官別通知受領内訳

備 考	支出負担行為済額の の本月までの累計	支出をなすべき時期に至つ たものの本月までの累計	差 引 残 高	備 考
支出負担行為担当官	円	円	円	
氏 名	0	0	0	
合 計	0	0	0	

- 備考 (1) この表には、歳出予算に基づく支出負担行為について記載すること。  
 (2) 支出負担行為担当官が交替したときは、その翌月分から後任担当官の部に計算額を併算し、前任担当官の氏名を備考に附記すること。















国会事項

○参議院

●議事日程 五月二日の議事日程は左の通り。

議事日程 第四十八号

昭和二十五年五月一日(火曜日) 午前十時開議

第一 地方自治法案再院協議会協議

第二 委員の選挙

第三 委員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出)

第四 相対税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 予算執行職員等の責任に関する法律案(内閣提出)

第六 勲主相互互保組合法案(内閣提出)

第七 司法書士法案(衆議院提出)

第八 消防隊の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第九 農工會議所法案(衆議院提出)

第一〇 経済調査手法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一一 農林水産業警察官復旧事業費(内閣提出)

第一二 政府に對する不正手続による支拂請求の防止に関する法律案(内閣提出)

第一三 懲罰制裁及びその履行等に関する調査に關する件

第四 小原長官の帰郷に関する請願

第一五 在外公館等借入金手続促進に関する請願

第一六 阿波丸代船取得補助措置に関する請願

第一七 特別郵政市町事業費の地元負担金に對する起程許可請願

第一八 補正予算公共事業費額起程促進に関する請願

第一九 官製債償還短縮および利率下げに関する請願

第二〇 平衡交付金額に關する請願(二件)

第二一 平衡交付金法案(一部修正)に関する請願

第二二 撤廃寒冷地の平衡交付金に関する請願

第二三 地方財政法第十一條の經費全額補助に關する請願

第二四 地方公務員の給與改正に關する請願(二件)

第二五 地方公務員の給與ペース改訂に関する請願(十五件)

第二六 在外公館等借入金返還に關する請願

第二七 公債借上金の円元額換算手続に關する請願

第二八 在外公債借入金手続促進に關する請願

第二九 災害復旧借入金額を額面直轄に關する請願

第三〇 北海道に對する平衡交付金制度運用の請願

第三一 積弊寒冷地に對する平衡交付金の適正配分に関する請願

第三二 地方公務員の給與ペース改訂に関する請願(二件)

●議事及及び陳情書送付 五月一日議院において採択するを議決した都道府県局新設に關する請願外七百三十三件の請願および官製債白石町に關しての陳情は各々審査を附し、即日これを内閣に送付した。

●議案提出 五月一日内閣から左の議案を提出した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案受理 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。

●議案取引所法案

●議案提出 五月一日衆議院から左の内閣議案を受理した。



















